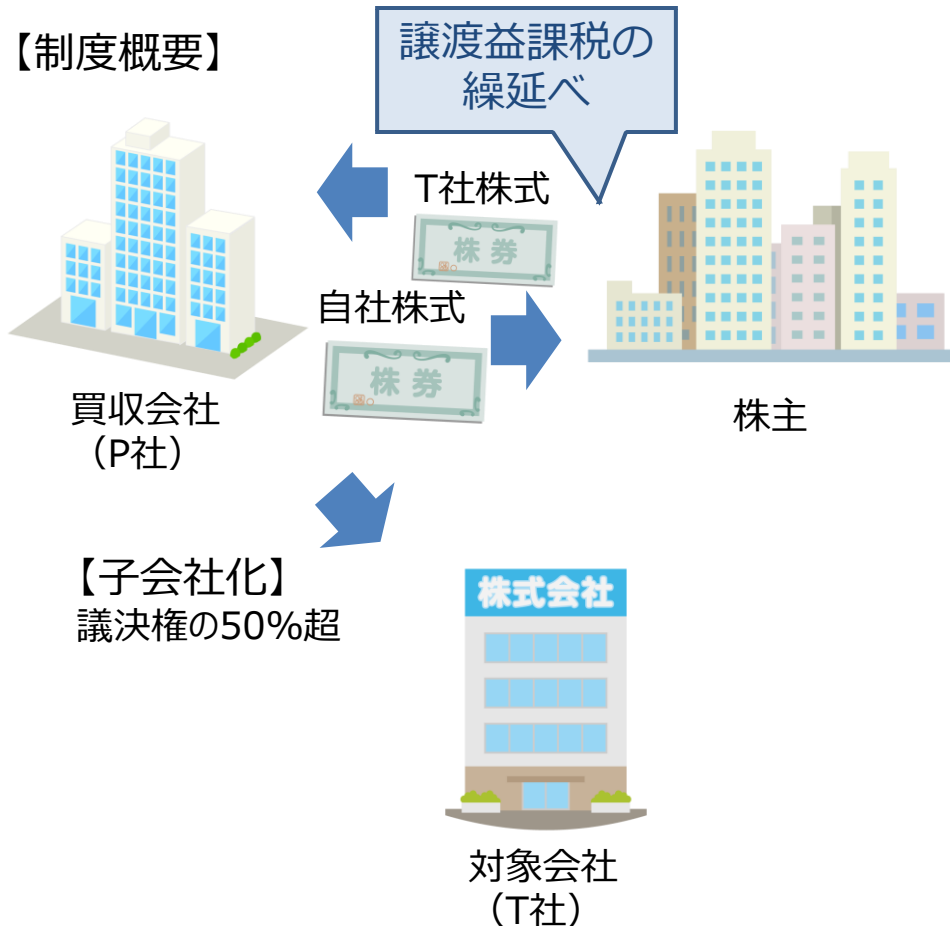


自社株式を活用したM&Aに係る税制の措置の創設

【目的】会社法に創設された「株式交付制度」を活用した事業再構築を税制で支援

【対象】大企業、中小企業 【期限】令和3年4月1日以降



【留意点など】

- ◆ 所得税（株主が個人の場合）についても課税の繰延べ制度が適用される。
- ◆ 取得株式の譲渡対価として交付をする資産のうち自社株式の時価が8割以上の場合に限られる。
- ◆ 譲渡対価に自社株式以外の資産が含まれる場合には、自社株式の時価に対応する部分の譲渡損益が繰り延べられる。
- ◆ 買収会社の確定申告書の添付資料に株式交付計画書及び株式交付に係る明細書の添付が加わる。

【会社法における株式交付】

- ◆ 「株式会社が他の株式会社をその子会社とするために当該他の株式会社の株式を譲り受け、当該株式の譲渡人に対して当該株式の対価として当該株式会社の株式を交付すること」
- ◆ 「株式交付親会社」 株式交付をする株式会社
- ◆ 「株式交付子会社」 株式交付親会社が株式交付に際して譲り受ける株式を発行する株式会社